

## ● 「西都市ホームページ」 広告掲載仕様書

### 1 広告の形式及び掲載位置

広告の形式はバナー広告とし、掲載位置は西都市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

### 2 広告掲載期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

### 3 広告の枠数及び規格

- (1) 枠数 5枠（表示位置固定で、ランダム表示はしない。1社当たり1枠とする）
- (2) 大きさ 縦50ピクセル×横150ピクセル（1枠）
- (3) 形式 GIF形式（アニメーション不可）、JPEG
- (4) データ容量 10KB以下（1枠）

### 4 業務の内容等

- (1) 西都市ホームページのトップページに掲載する有料バナー広告について、広告主の募集、選定及びバナーの提出等に関する業務を行う。
- (2) バナー広告の広告主の募集、原稿作成等に当っては「西都市広告掲載取扱要綱」を遵守すること。また、バナー広告のリンク先の広告主のホームページの内容についてもこの要綱を適用する。
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタンやアラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス（入力できるように見えるもの）、プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）の表現を含む広告は禁止する。
- (4) 閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、ホームページと類似の色調や字体を使用したり、「教育相談」「高齢者の生活ガイド」など市政を連想させる分野において誤解しやすい一般的な表現を用いることは禁止する。
- (5) ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮する。また、金銀色、蛍光色は使用不可とし、原色を使用する場合は、彩度、明度を概ね60以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いをしないこととする。
- (6) 1バナーの掲載期間は、原則として3か月単位（開始月の1日から翌々月末日まで）とする（連続掲載は可）。ただし、広告掲載開始日は午後5時までに掲載するものとし、広告掲載終了日の翌日午後5時までに削除するものとする。また、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に基づく休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、市が別に定める。

(7) 西都市ホームページ広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿等を添付して、原則として、掲載開始日の3週間前までに西都市総務課に提出し、市の承認を受けるものとする。

(8) バナー広告の広告原稿の提出は、電子メールでの送信を原則とし、CD-R等の記録媒体での提出も可能とする。

(9) 西都市ホームページへの掲載(表示)作業は、市が行うものとする。

(10) 提出された広告案は、西都市広告掲載審査会で内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

(11) 市は、すべての広告について掲載の可否権を有し、広告代理店等に対し、可否の根拠を明示する。ただし、広告主に対して可否の根拠を明示・説明する義務を負わないものとする。

(12) 広告掲載の承認・不承認については、広告代理店等が誠意をもって広告主に通知するものとする。

(13) 広告掲載期間中に広告主が広告の内容及びリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする日の3週間前までに西都市総務課に資料等を提出し、市の承認を受けなければならない。

(14) 広告掲載の不承認により紛争が発生した場合の一切の責任は、広告代理店等が負うものとする。

(15) 掲載されたすべての広告及びリンク先のホームページの内容についての一切の責任は、広告代理店等が負うものとする。

## 5 その他

(1) 広告原稿の作成に要する経費は、広告代理店等が負担する。

(2) 広告代理店等の都合により広告が規定の枠数に満たない場合でも契約金額の減額は行わない。

(3) 広告募集にあたり、行政広報の公益的な性格から契約金額を十分考慮し、適正な価格で広告枠を販売しなければならない。

(4) 上記以外の事項については、別途協議により定める。

※平成19年度西都市ホームページ(トップページ)のアクセス件数 約10万件

※バナー広告のクリック件数については、市側ではカウントできない。